

○軽微違反行為をした者の講習実施要領の制定について(通達)

(平成 10 年 9 月 29 日岡運管第 88 号警察本部長例規)

改正 平成 11 年 12 月岡運管第 88 号	平成 13 年 6 月岡務第 5038 号
平成 19 年 5 月岡運管第 63 号	平成 19 年 7 月第 82 号
平成 21 年 5 月第 58 号	平成 24 年 3 月岡運管第 28 号
平成 25 年 12 月岡運管第 128 号	平成 26 年 11 月 27 日岡運管第 126 号
平成 29 年 3 月 9 日岡運管第 26 号	平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号
令和 5 年 2 月 1 日岡務第 90 号、岡運管第 10 号	令和 5 年 2 月 10 日岡運管第 15 号
令和 5 年 6 月 20 日岡交企第 252 号	令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号
令和 7 年 8 月 7 日岡運管第 145 号	

各部長・参事官・所属長

このたび、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 41 号)が施行され、新たに軽微違反行為をした者に対する講習制度が平成 10 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、軽微違反行為をした者の講習に関する規程(平成 10 年岡山県公安委員会規程第 8 号)が定められた。

これに基づき、新たに具体的な実施要領として別添のとおり「軽微違反行為をした者の講習実施要領」を定め、平成 10 年 10 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

軽微違反行為をした者の講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、軽微違反行為をした者の講習に関する規程(平成 10 年岡山県公安委員会規程第 8 号。以下「規程」という。)に基づき、軽微違反行為をした者の講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習対象者

講習の対象者は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 102 条の 2 に規定する軽微違反行為をして道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 37 条の 8 に定める基準に達した者で警察庁情報処理センターから通報又は他の都道府県公安委員会から移送通知のあった者(以下「講習対象者」という。)とする。

第 3 講習区分等

講習は、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。)第 38 条第 13 項第 2 号及び別表「違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に基づき、次のコースに区分して行うものとする。

- 1 自動車の運転に必要な知識に関する講習(以下「座学講習」という。)を3時間30分受講し、運転者の資質の向上に資する活動(以下「社会参加活動」という。)を2時間30分体験するコース(以下「社会参加活動コース」という。)
- 2 座学講習を3時間30分受講し、実車等の運転に基づく指導を2時間30分受けるコース(以下「実車コース」という。)

第4 講習の実施

講習は、別表「違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に基づき、交通部運転管理課長(以下「運転管理課長」という。)が別に定める「違反者講習指導要領」により実施するものとする。

1 座学講習

- (1) 座学講習は、岡山県運転免許センター(以下「免許センター」という。)において教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等を用いて実施するものとする。
- (2) 座学講習において使用する教本は、次の内容について正確にまとめられたものとする。

ア 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

イ 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

ウ 危険予測

(ア) 危険予測の心構え

駐車車両の障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(イ) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(ウ) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。

その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

エ 安全運転の基礎知識(運転の特性)

(ア) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(イ) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(ウ) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(エ) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(オ) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

オ 安全運転の方法

(ア) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(イ) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(ウ) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(エ) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(オ) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

カ 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

キ 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

ク 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再認識させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

ケ 安全運転 5 則

(ア) 以下の「安全運転 5 則」を記載すること。

- a 安全速度を必ず守る
- b カーブの手前でスピードを落とす
- c 交差点では必ず安全を確かめる
- d 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- e 飲酒運転は絶対にしない

(イ) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

2 社会参加活動の体験方法

(1) 活動の予約

社会参加活動コースは予約制とし、講習対象者から社会参加活動コースの予約を受理した場合は、社会参加活動予約簿(様式第 1 号)に必要事項を記載し、講習対象者に活動日等講習に必要な事項を指示するものとする。

(2) 活動場所等

社会参加活動の体験は、講習指導員(以下「指導員」という。)の指導の下に、免許センターを拠点に近隣地において実施するものとする。

(3) 活動人員

社会参加活動 1 回当たりの講習対象者数は 8 人以下とし、指導員 1 人に対し講習対象者は 4 人以下とする。ただし、1 回の講習対象者が 4 人以下の場合であっても、2 人の指導員を充てるものとする。

(4) 活動内容等の通知

運転管理課長は、社会参加活動コースの活動内容、学級編成等の予定について、活動日の 1 週間前までに講習委託先に通知するものとする。

3 実車等の運転に基づく指導

(1) 講習場所等

ア 実車等運転に基づく指導は、原則として免許センターの講習コース又は路上において講習車両を運転して行うものとする。ただし、気象条件及び指導員等の体制により実車による指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用して行うものとする。

イ 二輪車の実車による講習に際しては、次の事項に留意すること。

(ア) ヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させること。

(イ) 両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえるものであることとする適性試験の合格基準を満たさない者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

(2) 受講人員

実車を使用する講習項目にあつては、原則として 1 グループ 3 人以下とし、指導員 1 人を充て、運転シミュレーターを使用して行う講習項目にあつては、1 グループ 20 人以下とし、指導員 1 人を充てて行うものとする。

(3) 教材の活用

講習効果を図るため、実車と併用して運転適性検査器を積極的に活用するものとする。

(4) 講習車両

講習に使用する車両は、受講者が保有する免許の種類に応じて次に掲げる車両を使用するものとする。ただし、大型免許を保有する者については中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型免許を保有する者については準中型自動車又は普通自動車を、準中型免許を保有する者については普通自動車を、大型自動二輪免許を保有する者については普通自動二輪車を使用することができるものとする。

なお、身体障害者等が講習車両の持込みを希望する場合は、これを認めるものとするが、講習手数料の減免措置は行わないものとする。

ア 四輪車

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については補助ブレーキ等を装備したもの、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等を装備したものとする。

イ 二輪車

大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものと並びに一般原動機付自転車とする。

4 運転適性検査

- (1) 運転適性検査には、科警研編運転適性検査 82-3 を使用するものとする。
- (2) 運転適性検査結果用紙は、検査に基づく指導を実施した後は受講者に交付するものとする。

第 5 講習の通知手続

1 講習対象者に対する通知等

(1) 講習の通知の決定

運転管理課長は、警察庁情報処理センター等から講習対象者の通報があった場合は、違反者講習通知決定手続書(様式第 2 号)により当該講習基準に達することとなった事案等を審査して、通知の決定を行うものとする。

(2) 講習の通知

運転管理課長は、講習通知が決定した講習対象者に対し、講習の日時、場所及び講習に必要な事項(以下「講習日等」という。)を通知するものとする。

(3) 受講上の注意事項の教示

(2)の通知に当たっては、円滑な講習が行われるように、次に掲げる事項等を通知書の裏面又は別紙に印刷して教示するものとする。

ア 講習方法

実車コース又は社会参加活動コースのいずれかを選択することができること。

イ 携行品

通知書、運転免許証(保有する者)、免許情報記録個人番号カード(保有する者)、筆記用具、講習手数料、通知手数料、眼鏡等(免許の条件のある者)、手袋(二輪・原付講習の受講者)、作業着及び運動靴(社会参加活動コースを選択する者)

ウ 服装

実車講習に適した服装(実車コースを選択する者)、軽作業等に適した服装及び運動靴(社会参加活動コースを選択する者)

エ 講習に対する質疑等の照会先

オ 講習制度のしくみ

カ 社会参加活動コースは予約制であること。

2 講習委託先に対する連絡

運転管理課長は、講習の委託先に対し、講習対象者の予定者数等を講習日の1週間前までに通知するものとする。

3 講習日等の変更措置

- (1) 運転管理課長は、講習対象者から講習日等の変更の申出があった場合は、講習通知書到達日の翌日から1月以内の講習日のいずれかに変更するものとする。
- (2) 運転管理課長は、講習対象者が府令第38条の4の2第3項に規定する「やむを得ない理由」により受講期間内に講習を受けることができなかった場合で、「やむを得ない理由」を証する書面を提出し、受講を希望したときは、その理由が正当であると認められる者に対しては、受講を認めるものとする。

第6 講習手続

- 1 講習の受付は、運転管理課において行うものとする。
- 2 講習の受付に当たっては、講習通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードにより受講対象者本人であることを確認するとともに、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの有効期間内であることを確認し、受講対象者に違反者講習手数料等納付書(様式第3号)を記載させ、次の事項に留意して受理するものとする。
 - (1) 講習通知書、運転免許証等携行品の確認
 - (2) 受講期間(通知到達後1月以内)及び受講学級の確認
 - (3) 講習の時間割及び教室の指定
 - (4) 講習手数料の受領

第7 受講の延期

次に掲げる理由のある者に対しては、規程第7条の定めるところにより、受講を延期することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、講習開始時刻に遅れた者
- (2) 身代わり受講等不正な行為をした者
- (3) 病気、飲酒等により講習に支障がある者
- (4) 講習中まじめに受講しない者又は他の受講者に著しく迷惑をかけた者
- (5) その他係員の指示に従わない者

第8 不受講者の措置

- 1 正当な理由がなく、法第102条の2に規定する期間内に講習を受けなかった者については、行政処分上申書により行政処分の手続を行うものとする。
- 2 運転管理課長は、運転免許停止処分書を作成し、処分を受ける者の住所地を管轄する警察署長に送付して、行政処分の執行を依頼するものとする。

なお、その際、法第108条の2第1項第3号に規定する講習(40日未満の停止処分を受けた者に対する処分日数を短縮するための講習)は受講できないことを当該処分書に明記するものとする。

第9 講習実施結果の報告

運転管理課長は、講習機関が講習を実施した結果を違反者講習実施状況(月報)(様式第4号)及び違反者講習実施結果報告(様式第5号)により求め、岡山県公安委員会に報告させるものとする。

第10 登録業務

運転管理課長は、次に掲げる登録をしなければならない。

- (1) 講習通知書の到達を確認した「配達証明登録」
- (2) 講習を受講した者の「講習済登録」
- (3) 講習を受講しなかった者の「不受講登録」
- (4) 他府県から講習対象者が転入したときに行う「移送受理登録」
- (5) 講習対象者が他府県に転出したときに行う「他府県講習通知登録」
- (6) 講習対象者が所在不明のときに行う「講習手配登録」

第11 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
社会参加活動予約簿	運転管理課	1年
違反者講習通知決定手続書	運転管理課	13年
違反者講習手数料等納付書	運転管理課	5年
違反者講習実施状況(月報)	運転管理課	3年
違反者講習実施結果報告	運転管理課	5年

別表

違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目(四輪・二輪車兼用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 地域における車社会の実態	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県下の実情に応じた運転免許保有状況(年齢別、性別等)、車両登録台数、交通規制等の実情を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用などによって実感として感得させる。	

	の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材等を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 当該都道府県における交通事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為を5～7種抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響 (4) 飲酒運転の危険性		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 速度に起因する具体的事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (四輪車) ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (二輪車) ア ドライビングスペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 速度と車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果を具体的事例に基づいて説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 四輪運転者からみた二輪車の危険性、二輪運転者からみた四輪車の危険性等を事故の具体的事例を用いて示し、相互の立場で注意すべき事項を理解させる。 特に、二輪運転者には防衛運転に徹する必要性を強調する。

	通行 (8) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候など (9) 駐車及び停車 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 ウ 改造車の運転禁止 (12) 事故と故障時の措置			
7 事事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事事故事例を素材として受講者に発表させる等により、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	教本、反応分析装置、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 「科警研編運転適性検査 82-3」により実施する。 ○ 運転適性検査器材による検査は必要に応じて実施し、検査に基づいて安全運転の心構えを指導する。	40分

○ 社会参加活動を含むコース(社会参加活動コース)

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて、必要な資機材を用いて行うこと。	○ 社会参加活動の目的、内容、事故防止等について説明する。 ○ 活動内容に応じて適宜必要な助言を行う。 特に、街頭活動等にあっては、資機材を活用するなど受傷事故の防止に最大限留意すること。	150分
	考査	筆記式	○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評し	30分

			て、安全運転の動機付けをする。	
講習時間合計				36 0 分

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まないコース(実車コース)

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車等、運転シミュレーター、模擬運転装置、視聴覚教材等	○ 他人の立場に配慮した運転態度がとれるよう交通社会人として運転者資質の向上を図ることを目的とする指導でなければならない。 ○ 四輪車にあつては指導員が同乗し、二輪車にあつては指導員が追尾するなどして実車走行させ、運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、安全運転の基本を指導する。 ○ 四輪車にあつては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 二輪車にあつては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服及び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他の危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結びつきやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認められる者について実施する。	120 分 (実車等の時間は 60 分程度)
10 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査及び実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30 分
	考查	筆記式	○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30 分

講習時間合計	360 分
--------	-------

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略することができる。

様式第 1 号

社会参加活動予約簿

[別紙参照]

様式第 2 号

違反者講習通知決定手続書

[別紙参照]

様式第 3 号

違反者講習手数料等納付書

[別紙参照]

様式第 4 号

違反者講習実施状況(月報)

[別紙参照]

様式第 5 号

違反者講習実施結果報告

[別紙参照]